

論 説

相続人等に対する株式の売渡しの請求の問題点

平 野 敦 士

目 次

- I 相続人等に対する株式の売渡しの請求制度の創設
 - 1. 制度趣旨と本論文での問題意識
 - 2. 本制度による請求の対象となる株式
 - (1) 相続その他の一般承継により取得した株式であること。
 - (2) 譲渡制限株式（会社法 2 条 17 号）であること。
 - (3) 相続人等に対して株式の売渡しを請求できる旨の定款の定め（会社法 174）があること。
 - (4) 自己株式取得に対する財源規制を満たしていること。
 - 3. 株式の売渡しの請求手続
 - (1) 概説
 - (2) 株式の売渡しの請求決定手続
 - (3) 株式の売渡しの請求
 - (4) 売買価格の決定
 - 4. 株式の売渡しの請求を受けた相続人等の税務
- II 株式の売渡しの請求制度の法的リスク
 - 1. 本制度が本来想定するケース
 - 2. 本制度が裏目となるケース
 - 3. 株式の売渡しの請求についての法的リスク回避策
 - (1) 支配株主以外の株主が保有する株式に工夫をする方法
 - (2) 取締役会メンバーの過半数を身内で固める方法
 - (3) 株式の売渡しの請求の提起権者を定款で制限する方法
 - (4) 支配株主の有する株式を譲渡制限株式にしない方法
 - (5) 株券発行会社とする方法
 - (6) オーナーの株式のうち一部又は全部を持株会社に保有させる方法
- III おわりに

I 相続人等に対する株式の売渡しの請求制度の創設

1. 制度趣旨と本論文での問題意識

会社法では、相続人等に対する株式の売渡しの請求制度が新設された。株主の地位は、相続その他の一般承継（以下、相続等という）によって相続人等に移転する。従前はたとえ譲渡制限株式を承継した相続人等が会社にとって好ましくない者であったとしても、その者が株主になるのを防止することはできなかった。会社法では相続人等に対する株式の売渡しの請求制度を設け、予め定款に定めることによって譲渡制限株式を相続その他の一般承継によって取得した

相続人等に対して会社が株式の売渡しの請求をすることができるようにした(会社法 174)。

従前は相続等による株式の移転を防止できず、株式が多数の株主に分散することを防止できなかったが、本制度を利用してお金で解決できる途を開いた意義は大きい。

他方、本来、この制度は会社にとって好ましくない者の排除のための制度として規定されたのであるが、オーナー社長が早期に亡くなった場合にはオーナー社長の相続人に対し株式の売渡しの請求がなされる可能性がある。これは、株主総会において相続人等に株式の売渡しの請求の決定の決議をするときは、株式の売渡しの請求を受けた相続人等は議決権を行使することはできないこととされ、更に、同決議の定足数の規定の仕方が議決権の過半数としていることから、いわば法の盲点的な現象が生ずることになったのである。

本論文では、株式の売渡しの請求に伴う実務上の問題点とこれに対する解決策について論ずることとしたい。

2. 本制度による請求の対象となる株式

相続人等に対する売渡しの請求制度の対象となる株式は以下の要件を満たす株式である(会社法 1714,461 ①V)。

(1) 相続その他の一般承継により取得した株式であること。

一般承継とは売買等による取得である特定承継に対置される概念で、相続・合併・会社分割による取得を指す。

(2) 譲渡制限株式(会社法 2 条 17 号)であること。

(3) 相続人等に対して株式の売渡しを請求できる旨の定款の定め(会社法 174)があること。

この定款の定めは会社設立に際して作成された原始定款(会社法 26)によることも、定款変更(会社法 309 ② 11 号, 466)によりこの定めを加えても差し支えない。相続人等に対する株式の売渡しの請求できる旨の定款の定め(会社法 174)がない場合には、定款変更決議の可決を停止条件として株式の売渡しの請求の決定の決議(会社法 175 ①)を行うことも可能である。また、相続が開始した後に、定款変更をして、相続人に対して株式の売渡しの請求をすることも可能である。

(4) 自己株式取得に対する財源規制を満たしていること。

相続人等に対する株式の売渡しの請求制度については自己株式取得について分配可能利益を限度とする財源規制が適用される(会社法 461 ①五)。会社から相続人等に対する株式の売渡しの請求段階においては、株式の数(種類株式発行株式会社にあつては株式の種類及び種類ごとの株式の数)だけで価額までは決定する必要はないので(会社法 175 ①)、実務的には会社が売渡しの請求を希望する株式の数だけ請求し、売買価額決定段階で財源規制の適用により売渡しの請求の一部を撤回することになると考えられる。

3. 株式の売渡しの請求手続

(1) 概説

相続人等に対する株式の売渡しの請求制度の手続をフローチャート化すると次頁の通りである。本制度においては、相続人等に対する株式の売渡しの請求手続の行使期間（会社法 176 ①但書）、裁判所に対する売買価格の決定の申立ての行使期間（会社法 177 ②）が厳格に規定されている。行使期間内に売買価格の決定の申立てがないときは売渡し請求の効力を失うと規定されていることから（会社法 177 ⑤）、手続面において、とりわけ行使期間の制約には充分注意する必要がある。

(2) 株式の売渡しの請求決定手続

①株主総会の決議事項

会社が相続人等に株式の売渡しの請求をするためには、その都度株主総会の特別決議による必要がある。決議事項は売渡請求の対象となる株式の数、株式を有する者の氏名・名称である。なお、会社が種類株式発行株式会社である場合には、売渡しの請求の対象となる株式の種類及び種類ごとの数を決議する必要がある（会社法 175 ①、309 ②Ⅲ）。

「その都度」というのは、相続等一般承継ごとに複数の相続人等をまとめて議決し、同時に複数の相続等が発生しても議案を分けなければならないことを意味すると解される。

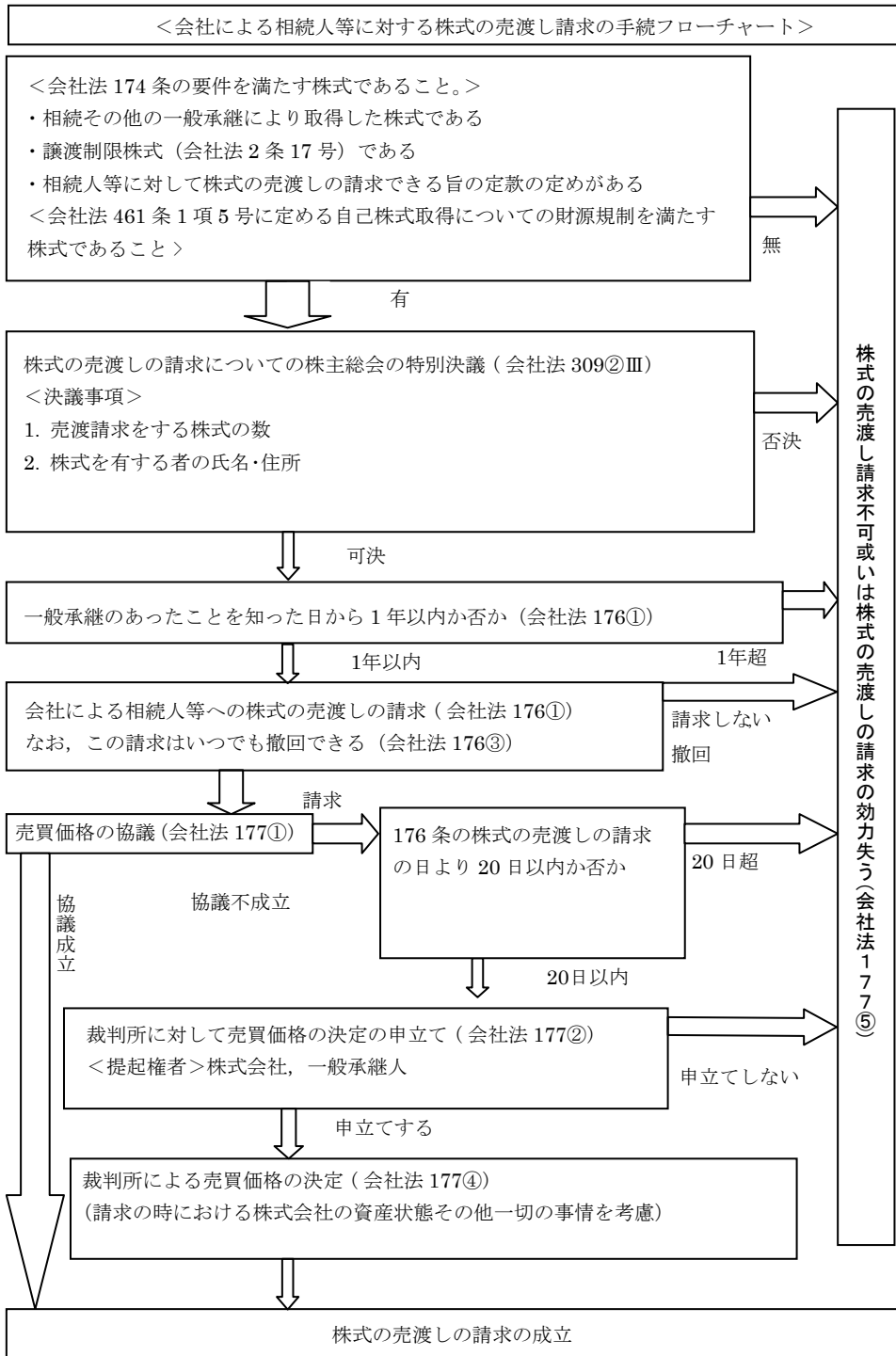
②定足数・議決権

株主総会において相続人等に株式の売渡しの請求の決定の決議をするときは、株式の売渡しの請求を受けた相続人等は議決権を行使することはできないこととされている（会社法 175 ②）。この議案の決議は株主総会の特別決議によることとされているが（会社法 309 ②Ⅲ）、会社法における特別決議の定足数の規定の仕方が「当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数」としている点、注意が必要である。

相続人に対する株式の売渡しの請求の株主総会の決議にあたって、従前から所有していた株式についても議決権が停止するかどうかについては争いがある。

『相続によって取得した株式についてのみ議決権を行使することができない』と制限的に解釈すべき」（『中小企業の事業承継』清文社牧口晴一、齋藤孝一著 P210）と解する立場と、条文の解釈上は、従前から所有していた株式についても議決権が無くなるとする立場とがある。

後者については、立法担当者である葉玉匡美氏がブログでこの解釈である旨表明しているし、法務省民事局でも次のようにこの旨の見解を採用している。「当該売渡請求の対象となるべき特定の相続人は、原則として当該売渡請求をするか否かについて議決権を行使することができないこととされている（会社法 175 条 2 項）が、これは、他の方法によって株式会社が自己株式を取得する場合（会社法 140 条 3 項、160 条 4 項）と同様に、売主となる株主が当該売渡しについて特別な利害関係を有すると考えられることから、決議の公正を図るためにその議決権を



一律に排除する趣旨のものである。したがって、譲渡制限株式の相続人等に対する売渡請求をするか否かを決定する株主総会においては、当該売渡請求の対象となるべき特定の相続人は、当該売渡請求の対象となるべき譲渡制限株式についてだけでなく、その有する他の株式についても議決権を行使することができないこととなる。」（登記情報 544 号 2007.3 25 頁商業登記実務のための会社法 Q&A (7) 譲渡制限株式の相続人等に対する売渡請求（下）法務省民事局付検事松本真法務省民事局付清水毅）

特別利害関係人に関わる議決における旧商法での特別決議の定足数の規定は、総株主の議決権を基準にしていたことから、特別利害関係人の有する株数は定足数に算入されていた（商 343 ①）。しかし、会社法では特別利害関係人の有する株式は議決権を有しないし、定足数にも算入されないこととされ、この規定の仕方が少数株主による乗っ取りの論点に繋がるので注意が必要である。

(3) 株式の売渡しの請求

①株式の売渡しの請求の内容

株主総会の特別決議を経た後、会社は売渡しの請求をする株式の数を明示した上で、売渡しの請求をする株式を有する者に対して株式を売渡すことを請求する（会社法 176 ①②）。なお、会社が種類株式発行株式会社である場合には、株式の売渡しの請求の対象となる株式の種類及び種類ごとの数を明示して株式の売渡しの請求をする必要がある。

株式の売渡しの請求は法文上書面によることを要していないが、売買価格の決定の申立ての行使期間の起算点になる重大な意味を有することから、書面、しかも内容証明郵便の送達による実務慣行が形成されるものと予想される。

相続人等に対する株式の売渡しの請求の法的性格は形成権であると解される。したがって、株主の相続人等は会社から適法に株式の売渡しの請求をされれば拒絶することはできないことに留意する必要がある。

②請求期間

会社が株式の売渡しの請求することができるのは、相続等があったことを知った日から 1 年以内である（会社法 176 ①但書き）。会社はいつでも請求の撤回をすることができることから（会社法 176 ③）、売買価格の決定の申立ての行使期間を考慮に入れてとりあえず株式の売渡しの請求することも可能である。

まず、「相続等の開始があったことを知った日」がどの時点を目指すかが問題となる。株式の売渡しの請求となった株式に係る株主と会社の代表者とが特別の人的関係を有する場合を除いては、会社は通常株主に相続等があったことを知り得る状況にないと考えられる。そこで、会社が株主について相続等があったことを知り、又は通常知り得べき状況にある場合を除いて、相続等に係る株主名簿書換請求時点と判定されると解される。

次に会社法第 176 条の請求はいつでも撤回できるとされているが(会社法 176 ③)、請求の撤回ができるのはいつまでかが問題となる。株式の売買契約は、株券の発行のない場合(発行の定めがあっても、譲渡制限会社で現実に発行しておらず、株主から発行の請求のない場合を含む)は、意思の合致だけで成立する諾成契約である。そして、この売渡しの請求の場合には、価格決定を停止条件とする契約となる。これより価格協議成立時または裁判所による売買価格決定の確定時に成立する。このため、原則としては、撤回可能期限は、それらの時点のいずれかまでということになる。しかし、株式の売渡しの請求が形成権であり、売却を望まない相続人等に売却を強制するものであることから、相続人等の利益を考慮し、例外として、それらの時点以後であっても、相続人等の承諾があれば、株式の受渡しの完了するまで撤回を認めてもよいものとする。これは、常に相続人等が、不満足・不利益であるとは限らないからである。

また、株券を発行している場合、株式の売渡しの請求は株券の交付をしなければ効力を生じない要物契約となるため、現実に株式の売買代金を会社が相続人等に支払い、株券の受渡しを完了するまでは撤回できることになる。

(4) 売買価格の決定

①協議による売買価格の決定

株式の売買価格は、会社と売渡しの請求をする株式を有する者との協議によって決定するのが原則である。両者の協議が整えば、その価格が株式の売買価格となる(会社法 177 ①)。

②協議が整わない場合

両者の協議が整わなければ、売買の各当事者は株式の売渡しの請求日から 20 日以内に、裁判所に対して売買価格決定の申立てを行うことができる(会社法 177 ②)。売買価格決定の申立てがなされた時は裁判所が定めた売買価格が、売渡しの請求に係る株式の売買価格になる(会社法 177 ④)。裁判所は売渡しの請求時の会社の資産状態その他一切の事情を考慮して売買価格を決定する(会社法 177 ③)。

裁判所に対して売買価格決定の申立てを行わなければ、株式の売渡しの請求は効力を失う(会社法 177 ⑤)。したがって、株式の売渡しの請求をする際には、売渡しの請求後 20 日以内に売買価格決定の申立てを行うことを想定し、予め申立書を作成するなどの実務的配慮が必要である。

実務的には会社は相続人等に対して正式の株式の売渡しの請求に先立って内々に株式の売渡しの請求の意向を伝え、株主総会の特別決議後改めて正式に株式の売渡しの請求を行うことが想定される。また、20 日という短期間での裁判所への申立てに備え、請求前に取締役会で決議を行い、会社としての売買の申し入れ価格や上限価格等の決定をし、協議および不調の場合の準備をすることになるかと思われる。

4. 株式の売渡しの請求を受けた相続人等の税務

株主の相続に際して、会社から株式の売渡しの請求を受けて株式の売渡しをした相続人には、

相続財産である非上場株式を発行会社に売却した場合のみなし配当停止の特例（租税特別措置法9の7）及び相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例（租税特別措置法39）の適用がある。

II 株式の売渡しの請求制度の法的リスク

1. 本制度が本来想定するケース

本来、この制度は会社にとって好ましくない者の排除のための制度として規定された制度である。例えば、創業者社長が共同経営者（以下、この者が株主である場合の、この者を共同経営者株主という）に発行済株式総数の20%の株式を持たせた場合において、その共同経営者株主の相続等に際し、会社が共同経営者株主の相続人等に対して株式の売渡しの請求をするのがこの制度が想定する本来の適用の仕方である。

2. 本制度が裏目となるケース

しかし、この制度は創業者社長にとって裏目に出ることもあり得る。たとえば、同ケースにおいて共同経営者株主よりも先に創業者社長が亡くなった場合に、共同経営者株主の支配下にある会社がこの制度を逆手にとって創業者社長の相続人に株式の売渡しの請求をするケースである。共同経営者株主の支配下にある会社が、創業者社長の相続人に株式の売渡しの請求をしてしまえば、創業者社長の相続人は売却意思の有無に関わらず、株式の売渡しの請求に応じなければならないという結果が待ち受けている。

ただ、旧オーナーの相続人は、株式の売渡しの請求を受けたオーナー側は善管注意義務（会社法330）ないしは忠実義務（会社法355）に違反するという点で、株主総会開催の差止請求（会社法360）で対抗せざるを得ない。この場合に、株式の売渡しの請求が①株式会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為②当該株式会社に著しい損害が生ずるおそれがあるかどうかの問題となるが（会社法360）、この行為自体に違法性はなく、当該株式会社自体に損害を及ぼすものではないので適用はないと判断できるが、総株主の信任にもとる行為である旨を鑑みれば適用の余地はあると判断できそうでもある。また、株主総会等の決議の取消しの訴え（会社法831①Ⅲ）の適用は考えられないか。会社法175条2項但し書きにより、相続人に対する株式の売渡しの請求の決議をする株主総会において、相続人は議決権を行使することはできないと解する。もっとも会社法での裁判実務が成熟していない現況では、旧オーナーの相続人の対抗策が効を奏するかどうかは不明である。

さらに、株式の売渡しの請求についての法的リスクは、オーナーの生前において定款に会社法第174条の定めを置いているケースだけに存するのではない点に注意が必要である。立案担当者の解説によれば「相続後の定款変更に基づき相続人に対して当該株式の売渡し請求をすることも可能である。」（相澤哲＝葉玉匡美＝郡谷大輔編著「論点解説 新・会社法千問の道標」〈商事法務、

2006 年) P162) とされているからである。

3. 株式の売渡しの請求についての法的リスク回避策

(1) 支配株主以外の株主が保有する株式に工夫をする方法

会社法第 174 条の規定に基づき相続人等に対する株式の売渡しの請求制度を定款に規定するだけではとどまらず、同時に、支配株主以外の株主が保有する株式を会社法第 176 条の議案に関する議決権制限種類株式にするか、それとも相続人等に対する株式の売渡しの請求制度の適用を制限する人的種類株式(会社法 109 ②)にするか等が考えられる。

前者の方法を採用する場合には株主総会の特別決議を要し(会社法 309 ②)、後者の方法を採用する場合には株主総会の特殊決議が必要となり(会社法 309 ④)、会社によっては手続上かなり困難なものとなる。

(2) 取締役会メンバーの過半数を身内で固める方法

本ケースでは共同経営者株主が取締役会の議決を取れることが前提であった。創業者社長の信頼できる身内で取締役会を構成しておけば、株主総会に会社法第 175 条決議を出すための取締役会の決議を取り付けられなくなる。

但し、信頼できる身内で取締役を固めていたとしても、株主による招集の請求(会社法 297)による株主総会にあっては、注意が必要である。なぜなら、株主総会の議案の決定は取締役会の決議によらずに決定でき(会社法 298 ④)、しかも、会社法第 175 条第 2 項の規定に基づく株式の売渡しの請求の議決に当たっては、株式の売渡しを請求された株主の一般承継人には議決権がないので(会社法 175 ②但書き)、少数株主による株式の売渡しの請求が可決する可能性があるからである。したがって、この手法を考える場合には株主総会対策も併せて実施する必要がある。

(3) 株式の売渡しの請求の提起権者を定款で制限する方法

元々、株式の売渡しの請求を逆用されて本来想定していなかったオーナー株主の相続人に対して、株式の売渡しの請求があるという法的リスクは、株式の売渡しの請求の提起権者に持株比率による制約を設けていないところにあった。

そこで、株式の売渡しの請求権者の資格を、例えば、発行済み株式の過半数を有する株主である取締役のみに限定することが考えられるが、社団法理の観点からこの定款に規定の有効性には疑問が残る。

(4) 支配株主の有する株式を譲渡制限株式にしない方法

そもそも会社法第 174 条で株式の売渡しの請求の対象になっていたのは譲渡制限株式であった。株式の売渡しの請求をされては困る支配株主の有する株式を譲渡制限株式から外せば、オーナー株主の相続人の抱える法的リスクは回避できる。

(5) 株券発行会社とする方法

株券発行会社の場合は、株式の売渡しの請求は株券の交付をしなければ効力を生じない要物契約となる。株券発行会社にしてにおいて、一般承継人が株式の売渡し義務にも関わらず株券を持ってこないという対抗策も考えられる。

この点、江頭教授は「株券発行会社の場合に、会社が一般承継人に売渡義務を課しても、同人が株券を持ってこない場合にどうなるかという問題があるからです。これまでも、「日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社の株式の譲渡の制限に関する法律」では、会社から売渡請求ができるのです。しかし、株主が株券を隠して持ってこないという事件がありまして、それについて裁判所は、持ってこない株式については、議決権が停止するものとしたのです（金沢地裁昭和 62・9・9 判時 1273 号 129 頁。）」（「商事法務 NO1758 新会社法の理論的問題（1）株式関係を中心に」江頭憲治郎著 P13）としており、検討の価値はある。但し、この場合には、少数株主経営者が牛耳る会社から、オーナー株主の相続人に対し、株券の引渡し訴訟を提起されることとなるであろう。株券の引渡し訴訟に負けてしまえば、オーナー株主の相続人は株式を手放さざるを得なくなる。

（6）オーナーの株式のうち一部又は全部を持株会社に保有させる方法

オーナーの相続の際において、相続人等に対する株式の受渡しの請求制度によって株式の継承の防止の対象となるのは、オーナー個人の保有株式である。そこでオーナーの株式のうち一定の株式を個人（直接）保有ではなく、持株会社に持たせて（間接保有）、議決権を確保しておけば、オーナーに相続が発生しても、オーナーの間接保有株式が議決権の停止が生じることはない。したがって、オーナーの生前において会社を設立し、オーナーの所有株式のうち一部又は全部を当該会社に保有させれば良い。

III おわりに

会社法では、その基となった商法第二編、有限会社等を現代的な表記に改めた上で、最低資本制度、機関設計、組織再編制度のあり方について体系的かつ抜本的な見直しを行い、一個の法典に纏めた。会社法では、規律の詳細の明確化や機動的な見直し等を図るため、300 を超える法務省令委任規定を設けている。会社法を正しく理解し、その詳細な実務対応を検討するためには、関係政省令を念入りに検証する必要がある。会社法を正しく理解するために必要不可欠である会社法関係法務省令も、公布後であるにも関わらず、施行日前の平成 18 年 3 月 29 日及び 4 月 14 日の 2 度に及ぶ異例の改正が行われたのみならず、施行後 1 年に満たない段階で改正され、実務界はその対応を巡って混乱しているのが実情である。

そもそも会社法の制定は、複数の法典に亘る会社の規制が分かりにくいとの反省に立つてのことであるにも関わらず、旧商法時代の規定よりも却って分かり難くなったというのが実務界の評価である。条文の分かり難さも去ることながら、立法担当者による雑誌解説記事やブログ

の情報に振り回されざるを得ないのが偽らざる実情であった。

本稿では、会社法の中でも少数株主対策の目玉として新設された株主に対する株式の売渡しの請求制度について、議論の分かれそうな点について現段階において論述してみた。会社法 174 条についての裁判慣行が未成熟な現段階にあっては、オーナー経営者が抱える自己の相続人が追い出されるリスクに対しては極めて慎重に対処すべきものと考ええる。

もっとも、実際には共同経営者株主による会社法 174 条の規定を盾にした乗っ取りの懸念は、前述のとおり株式の売渡しの請求には自己株式取得に対する財源規制があることや (会社法 461 ④五)、会社の借入金に対してオーナー経営者が金融機関に対して負っていた保証債務を共同経営者株主が引き受けなければならないことから稀有な事例ともいえる。しかし、その可能性は皆無とは断言できないことから、決して疎かにしてはいけない法的リスクであるといえる。なお、会社法 107 条 3 号では、当該株式について株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができる旨を規定しているが、この一定の事由を相続が発生したとすることによって 175 条と同様の効果が生じることにも留意すべきである。株主に対する株式の売渡しの請求制度については、オーナーの生前に定款に規定しようがしまいが、オーナー株主の相続人に対する追い出しリスクが不可避免的に生じることとなった。この規定が発動されることは、財源規制の関係で殆どありえないと評価できるものの、100%ないとは言いきれないといえる。本制度の検討に際しては、オーナーの生前における追い出しリスク回避策について十分注意して行う必要がある。

<参考文献>

- 「中小企業の事業承継」牧口晴一、齋藤孝一著 (清文社)
「登記情報 544 号 2007.3」 25 頁商業登記実務のための会社法 Q&A (7) 譲渡制限株式の相続人等に対する売渡請求 (下) 法務省民事局付検事松本真法務省民事局付清水毅
「論点解説 新・会社法千問の道標」相澤哲=葉玉匡美=郡谷大輔編著 (商事法務, 2006 年)
「商事法務 NO1758 新会社法の理論的問題 (1) 株式関係を中心に」江頭憲治郎著 (商事法務研究会)